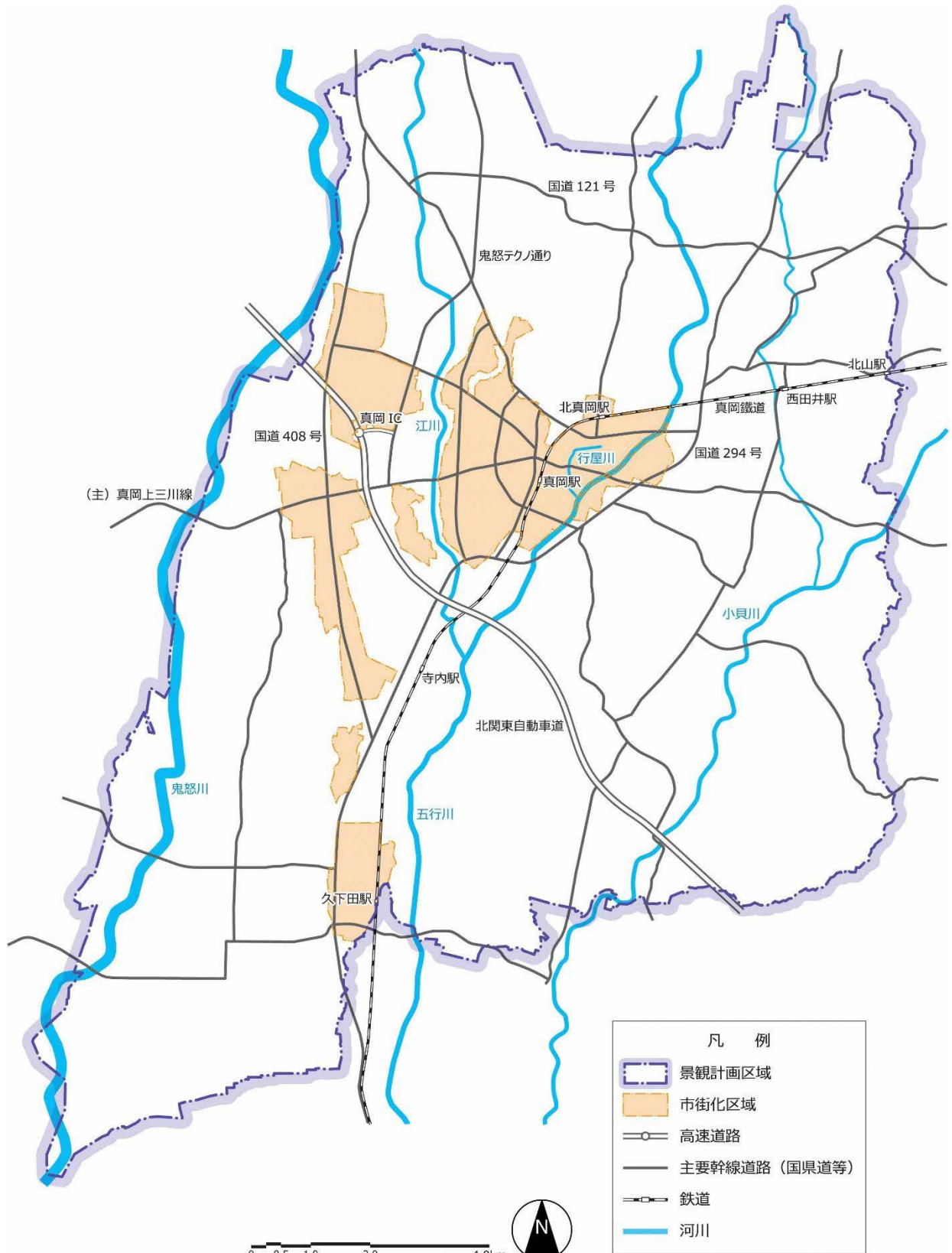


第2章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

本市には自然的・歴史的・都市的・文化的な景観資源が市内全域に形成されています。
これらの景観資源を活かし、地域の特性に応じた良好な景観形成を図っていくため、真岡市全域を景観計画の区域とします。

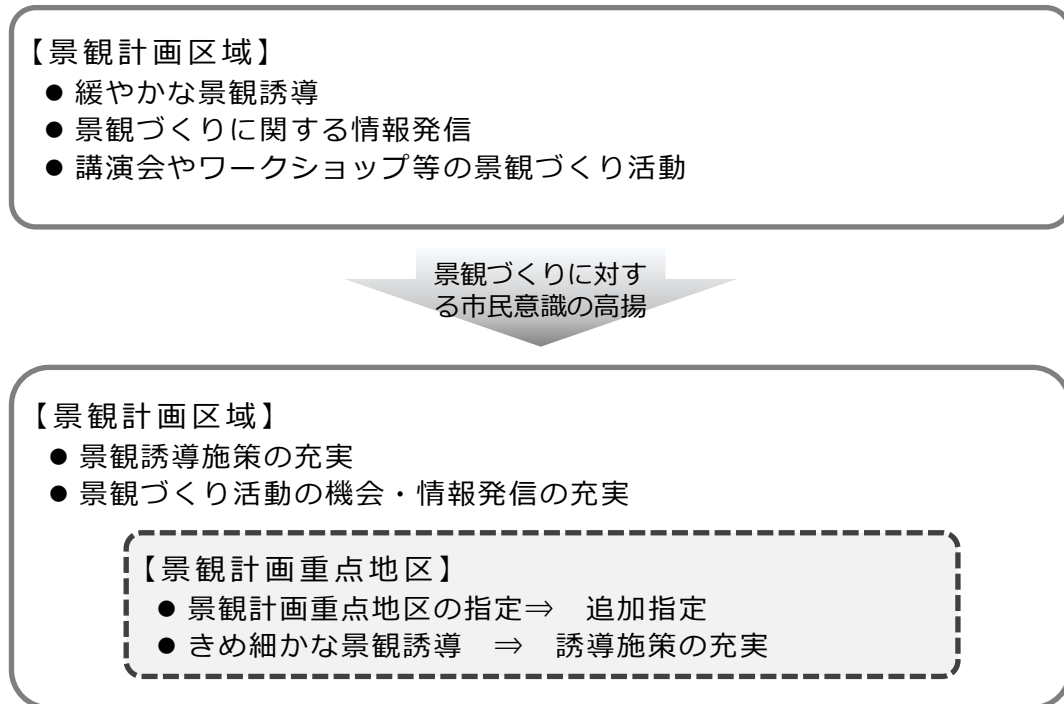


2. 景観計画重点地区

(1) 基本的な考え方

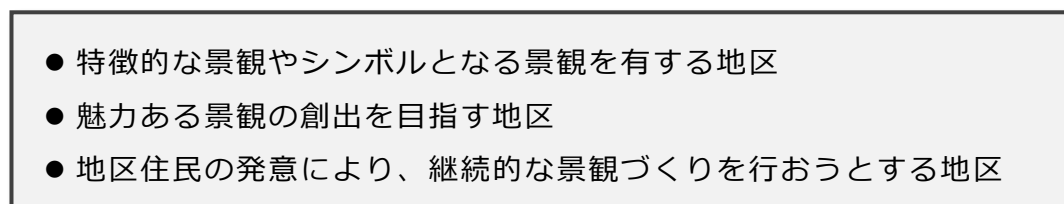
本市における景観づくりを進めるにあたっては、市民の意向を踏まえるとともに、理解を得ながら、段階的に充実させていくこととします。

真岡市全域を景観計画の対象区域として緩やかに景観誘導を図るとともに、地区住民や事業者等と協働して地域の特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき地区を、景観計画重点地区として指定するものとします。



(2) 景観計画重点地区の指定の方針

景観計画重点地区として指定する区域は、次に掲げる地区で、地区住民等の理解が得られた区域とします。



その指定にあたっては、地区住民等の意向に加えて景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成の方針、行為の制限（届出対象行為・景観形成基準）を定めることとします。